

令和05年度 第1回 駒込警察署協議会 議事概要

開催日時 令和05年06月14日 午前10時20分～午後00時10分

開催場所 駒込警察署 講堂
出席者 協議会委員 7名
署長ほか 1名

内容

会議に先立ち、会長、副会長を互選した。

[業務説明]

- 1 前回の協議会での質問に対する回答
 - 【質問】団子坂交番前は非常に交通量が多く、注意喚起の横幕が掲示されていたが、今は見当たらない。
横幕の再掲示や、横断歩道、中央分離帯等の設置は予定されているのか。
 - 【回答】
 - ・ 「あぶない！わたるな！」の横幕は、不忍通りの工事のため、一時的にガードレール（横断防止柵）から外していたが、現在は掲示されている。
 - ・ 横断歩道は、道路交通法等に設置基準が定められおり、当該場所は、基準値を確保できないため設置できない。
 - ・ 中央分離帯等についても、不忍通りは路線バスが通行する上、両端の施設から右左折できなくなるため、設置予定はない。
 - ・ 速度低下や車線外への逸脱防止のため、路面に「チャッターバー（道路鋏）」を設置している。
 - ・ チャッターバーは、バイク等が車輪をとられて転倒する事故が都内で多発したことから、路面のペイントに膨らみを持たせ、高輝度反射材を組み込むなど、以前と同等の効果を保ちながら改良されている。
- 2 G7サミット警備における取組
諸対策に取り組み、警備を完遂した。

[警察署の業務に関する意見等の聴取]

- 1 署長から協議会への説明内容
 - (1) 特殊詐欺の現状等
 - ア 令和4年の発生と検挙
 - (ア) 発生状況（令和4年）
 - ・ 都内 被害総額約68億円（昨年比約1億6千円増）
 - ・ 当署 発生11件（昨年比4件増）
被害総額約2千500万円（昨年比約900万円増）
 - (イ) 検挙状況（令和4年）
 - ・ 都内2,410件（昨年比42件増）803名（昨年比70名増）
 - ・ 当署 15件（昨年比10件増） 6名（昨年比 1名増）
 - (ウ) 当署発生事件の概要
昨年発生した11件について説明した。
 - イ 令和5年の認知状況（6月13日現在）
 - (ア) 当署の認知は4件、被害額約500万円。
 - (イ) 最近の傾向「サポート詐欺」の漸増
パソコンやタブレットで動画やWEBサイトを閲覧中に「ウイルスに感染しました。この電話番号におかけください」等の警告画面が表示され、誘導される。
 - ウ 令和4年の未然防止状況
 - (ア) 都内2,698件、防止額約13億円
 - (イ) 当署6件、防止額38万円（女性警察官による未然防止事例を紹介）
 - (2) 当署の被害防止活動
 - ア 文京区との協働
当署と区が、特殊詐欺の予兆があった場合や年金支給日等の走行範囲を協議して、それぞれの広報車両で、注意喚起をアナウンスしながら走行。
 - イ 当署の施策
 - (ア) 独自施策「見張り隊」の編成
 - ・ 女性警察官を中心に編成。
 - ・ 六義園での特殊詐欺キャンペーン等を通じ、特殊詐欺の発生状況と被害防止対策について周知。

- ・ 年金支給日等に高齢者の自宅を戸別訪問して、未然防止の広報活動。
- (イ) 金融機関との連携
年給支給日における銀行等での警戒配置。
- (ウ) 予兆電話への対応
緊急配備を実施するなど積極的な検挙活動を展開。
- (エ) 各種情報発信
 - ・ 新聞チラシの折り込み
 - ・ 町会回覧板の活用
 - ・ 町会長等への情報提供
- ウ 「犯罪抑止女性アドバイザー」及び「ふれあいポリス」の登用
いずれも本年4月から配置。
- (ア) 犯罪抑止女性アドバイザー
 - ・ 女性の元警察職員が高齢者宅を戸別訪問し、被害防止を啓発
 - ・ 自動通話録音機設置やナンバーディスプレイ等の利用を促進
 - ・ 警視庁の防犯アプリ「デジポリス」を紹介
- (イ) ふれあいポリス
 - ・ 再任用職員が防犯係等と連携
 - ・ 自治会等の各種イベントに参加して「防犯講話」を実施
- (3) 「詐欺盗」及び「闇バイト」
 - ア 詐欺盗（署長による演技を交えて説明）
 - イ 闇バイト
 - (ア) 警察庁による削除要請
サイト管理者等に対し、投稿内容の削除を要請できることになった。
 - (イ) 緊急対策プラン
 - ・ 政府が、闇バイトに関する緊急対策プランを策定
 - ・ 省庁の垣根を越えた取組を推進中
- 2 警察署協議会からの意見要望等
特殊詐欺対策の自動録音機は非常に効果があると思うので、在庫を確保して、要望があれば、すぐに対応可能なのか

[その他の意見要望等]

- 交通に関する以下の質問があった。
- 1 自転車の信号無視や逆走が多いと感じるが、どのように対応しているのか。
 - 2 電動キックボードについて、区分を見分ける方法はあるのか。
 - 3 子供の小学校から送られてくるメール（署管内で強盗が発生した等）について警察署は対応しているのか。
 - 4 一方通行路の進行方向の左側にある白線は、どんな意味があるのか。

その他	今回は、令和5年9月中旬頃に開催予定
-----	--------------------

詳細な会議録については、各警察署及び警視庁情報公開センターにおいて閲覧することができます。

令和04年度 第4回 駒込警察署協議会 議事概要

開催日時 令和05年03月07日 午前10時30分～午後00時05分

開催場所 駒込警察署 講堂
出席者 協議会委員 7名
署長ほか 1名

内容

[業務説明]

- 1 前回の協議会で出された意見要望等に対する取組結果等について
 - (1) 「成年年齢が引き下げとなり、様々なトラブルが予想されるが、警察として啓蒙活動の必要はないのか。」旨の意見については、
 - ア 啓蒙活動は、未然防止対策の一環として大変重要な業務である旨の説明をした。
 - イ 令和4年9月、「秋の全国交通安全運動」の活動と併せて、東洋大学において啓蒙活動を実施した旨の説明をした。
 - (2) 「管内の電動キックボードの貸出し場所はどこか教えてほしい。」旨の質問については、現在、管内の5箇所の設置場所及び利用方法等について説明した。
 - (3) 「電動キックボードなどは、実証実験を行っているが、今後どのように変わっていくのか。」旨の質問については、本年7月から施行される改正道路交通法について説明をした。
 - (4) 「本郷通りから浅嘉交番方向に進行する歩道と車道の段差が高く子供を乗せて走行すると危険を感じる。」旨の質問については、段差がある部分は横断歩道ではないものの、危険な箇所を通行できないような措置を講じるよう、道路管理者に申し入れた旨の説明をした。
 - (5) 「以前は、戸建ての販売チラシが電柱に貼付されていたが、最近は、セフティーコーンやペットボトルにチラシを貼付している。対応できないのか。」旨の意見については、現在のところ、道路管理者（都道・区道）と連携して対応している旨の説明をした。
 - (7) 「管内の特殊詐欺被害の発生場所、状況、手口等について教えてほしい。」旨の質問については、昨年の都内及び当署管内での発生状況等について説明をした。

[警察署の業務に関する意見等の聴取]

- 1 署長から協議会への説明内容
 - (1) G7広島サミットに向けての各種対策について
 - ア 広島県下で開催されるG7サミット日程等について説明をした。
 - イ 各種訓練の実施について説明をした。
 - (2) 交通事故防止対策について
 - ア 昨年中に当署管内で発生した交通事故件数は102件で、前年比+14件だった。コロナの感染者の減少に伴う規制の緩和と自転車が増加する事故の増加が要因と考えられる旨の説明をした。
 - イ 過去5年間の平均と昨年中の、月ごとの発生件数を比較すると、昨年は1月、5月、12月に多発しているほか、時間帯別では、10時から12時までの間、16時から18時までの間に多発し、状況別では、出会い頭の事故や単独事故が多い傾向にある旨の説明をした。
 - ウ 事故多発時間帯の当事者をみると、過失割合が大きい当事者は四輪、自転車の順で、過失割合が低いのは歩行者となる。自転車利用者だから被害者とは限らない状況である。事故発生が多い四輪車による事故の時間帯別で過失割合の大きい年代をみると、いずれの時間帯も50歳代の方が最多となる。今後は、多発時間帯における街頭活動の強化、自転車に対する対策の強化重点を推進する旨の説明をした。
 - エ 新入学時期を見据えた活動として、未就学児童、小中高校生に対し、幅広い年代に合った分かりやすい安全教室を実施している。保護者等に対しては、入学説明会等の機会を活用し、交通事故防止について説明するほか、保護者等による「通学路安全運転呼びかけ隊」を結成し、児童登校時の見守り活動を実施している旨の説明をした。
 - (3) 自転車利用時のヘルメット着用について
 - ア 自転車乗車中の交通事故で死亡した方の7割が頭部に致命傷を負っており、万が一を考え、着用してほしい旨の説明をした。

- イ 現在のところ、罰則はなく努力義務である旨の説明をした。
- 2 警察署協議会からの意見要望等
団子坂交番前、不忍通り上のカーブ付近は交通量が非常に多い。以前は、横断禁止等の横幕があったがなくなっている。今後横幕設置の予定はあるか。また、横断歩道の設置や中央分離帯等の設置は可能か。

[その他の意見要望等]

なし

その他

次回協議会については、令和5年度6月中旬開催予定

詳細な会議録については、各警察署及び警視庁情報公開センターにおいて閲覧することができます。

令和04年度 第3回 駒込警察署協議会 議事概要

開催日時 令和04年12月07日 午前10時30分～午後00時10分

開催場所 駒込警察署 講堂
出席者 協議会委員 7名
署長ほか 1名

内容

[業務説明]

- 1 前回の協議会で出された意見要望に対する取組結果等について
 - (1) 「防犯カメラの画像は、顔がはっきり識別できる程度に分かるのか。」旨の質問については、個人や町会など、それぞれで設置されているもので、性能は様々であり、今回は130万画素と210万画素の防犯カメラにより、10、20、30m離れた人物の画像を紹介した。
 - (2) 「防犯カメラを設置する場合の手順、データの保存期間とデータの保管は誰がするか。」旨の質問については、
 - ア 設置する場合の手順について、街頭防犯カメラ設置・必要性等について検討し、町会で意思決定をする。区役所の危機管理課に防犯カメラの設置を希望していることを伝える。設置場所の選定をする。設置場所管理者に対する申請等を行う。管理基準を決める。等を説明した。
 - イ データの保存期間については、まず、データを保存する記録媒体として、SDカード、ハードディスク等によって異なるが、概ね1週間で上書きされ、データの保管については、町会で管理基準等を記載して明らかにしている旨を説明した
 - (3) 「標識の設置場所、車高等にもよるが、夕暮れ時、光が反射して標識が見づらい箇所がある、どのような解決策があるか。」旨の質問については、標識を設置する高さや位置、標識の素材については、夜間反射するように規程で定められており、大幅な変更はできない。太陽光の入射角についても時刻によって異なるため、標識板の角度を多少変更したとしても、別の時間帯で同様の問題が発生する可能性があり、変更は難しいのが現状である旨を説明した。
 - (4) 「駒込病院前にあるイチョウの木から突った銀杏が路上等に広がり、交通の妨げになっている。」旨の意見については、都道は東京都建設局第六建設事務所、区道は文京区土木部道路課が管理しており、それぞれ、道路管理者に要望すれば、「個々に対応する。」旨の回答を得ている説明をした。また、都道の銀杏清掃は、定期的に行っており、3日に1回程度、夜間帯に実施しているとのことであり、区道は、定期的な清掃は行っていないとのことである旨を説明した。
 - (5) 「幹線道路には「通り」等と記載された看板が設置されているが、「主な通りにも看板を設置してほしい。」旨の質問について、
 - ア 区道では、通称名は正式に決めていないため、表示することができない。しかしながら交差点名については地点を分かりやすくするために管理しており、交差点名は表示している旨を説明した。
 - イ 都道については、俗称名として一部登録されている箇所はあるが、都道の全てではない旨を説明した。
- 2 当署の検挙事例について
 - (1) 本年9月28日、人気アイドルグループのライブチケットを巡る詐欺容疑で男(30歳)1名を逮捕した旨を説明した。また、「チケット詐欺」に関する注意喚起を行った。
 - (2) 本年10月28日、被疑者がスプレー缶及びライター等を示し、コンビニエンスストアアルバイト店員に対し、「金出せ。」等と脅迫し、現金を強取して逃走した事件が発生し、上野警察署の警察官が強盗犯人として、外国人の男1名を逮捕した旨を説明した。

[警察署の業務に関する意見等の聴取]

- 1 署長から協議会への説明内容
 - (1) 成年年齢引き下げに伴う消費者トラブルについて
 - ア 明治時代(明治9年)から日本での成年年齢は、20歳と民法で定められているが、近年、選挙権の年齢や国民投票の投票権が18歳と定められるなど、国政上の重要な判断に関して、18歳・19歳の若者を大人として扱う政策が進められ、民法も18歳以上を大人として取り扱うという議論がなされ、成年年齢が引き下げされた旨説明した。

- イ 成年に達することで、例えば、クレジットカードを作る、スマートフォンを契約するといったことが親の承諾がなくてもできるようになる。一方、成年年齢が18歳になっても、飲酒や喫煙、競馬、競艇オートレースなどに関する年齢制限は、20歳のままとされている旨の説明をした。
- ウ 利息制限法では、上限金利を超える金利での貸付はできない。10万円(元金)を実質年率18%で1か月(30日)借りた場合の利息は、返済方法により異なる旨の説明をした。
- エ ネット使用による「フィッシング詐欺」、「ヤミ金」について説明した。
- オ 「マルチ商法」とは、商品・サービスを契約して、自分が勧誘者となって紹介料等の報酬を受け取る商法。一見簡単に利益を得ることができるような錯覚に陥りやすいが、実際は、会員を増やすために法律違反行為により勧誘する者もあり負債だけが残る場合もある。さらに、クーリングオフについても説明をした。
- カ 令和4年10月末現在、サイバー関係の相談件数について説明した。
- (2) 電動キックボードと自転車乗車時の留意点と自転車事故の損害賠償について
 - ア 「実証実験で使用している特例電動キックボード」と「インターネット等で個人購入したキックボード」の2種類があり、車両区分等の違いや全国初の電動キックボードの死亡事故が発生した旨を説明した。
 - イ ペダル付き原動機付自転車(通称「電動自転車」)や「モペット」については原動機付自転車扱いとなり、電動アシスト自転車と異なる旨を説明した。
 - ウ 自転車の通行方法については、車道の左側通行が原則で例外条件がある。特に交通事故の発生が多い類型で、都民からの取締り要望、苦情が多い違反について取締りが強化された旨を説明した。
 - エ 自転車については、引き続き警告取締りを強化し、電動キックボード等に対しては、周知されていない部分が多いことから警告取締りはもちろん、周知徹底を図る活動を推進していく旨を説明した。
- 2 警察署協議会からの意見要望等
 - (1) 成年年齢が引き下げとなり、様々なトラブルが予想されるが、警察として啓蒙活動の必要はないのか。
 - (2) 管内電動キックボードの貸し出し場所は、どこか教えてほしい。
 - (3) 電動キックボードは、実証実験を行っているが、今後どのように変わっていくのか。利用者は増えていくのか教えてほしい。

[その他の意見要望等]

- 1 委員から「本郷通りから浅嘉交番方向に進行する歩道と車道の段差が高く子供を乗せて走行すると危険を感じる。」旨の意見があった。
- 2 委員から「以前は、戸建ての販売チラシが電柱に貼付されていたが、最近は、セフティーコーンやペットボトルにチラシを貼付している。対応できないか。」旨の意見があった。
- 3 委員から「管内の特殊詐欺の発生場所、状況、手口等について教えてほしい。」旨の要望があった。

その他	次回の協議会は、令和5年3月上旬開催予定
-----	----------------------

詳細な会議録については、各警察署及び警視庁情報公開センターにおいて閲覧することができます。

令和04年度 第2回 駒込警察署協議会 議事概要

開催日時 令和04年10月07日 午前10時30分～午後00時00分

開催場所 駒込警察署 講堂
出席者 協議会委員 7名
署長ほか 2名

内容

[業務説明]

前回の協議会で出された意見要望に対する取組結果等について

- 1 小学校等の通学路における交通対策について
 - (1) 「駒込署では、様々な対策を実施しているが、その対策の実施にどのくらいの期間を要したかを教えていただきたい。」旨の質問については、対策の内容によって期間は大きく異なるが、数年を要するものもある旨を説明した。
 - (2) 「車両通行禁止の時間規制がある通学路を走行している車両がいるので、標識をもっと目立つように設置していただきたい。」旨の要望については標識の設置場所を確認し、必要に応じて現在設置されている標識を大きいものに変更する予定である旨を説明した。
 - (3) 「先日の交通事故で、ガードレールが車両の下敷きになっていたが、ガードレールの強度について教えていただきたい。」旨の質問については、ガードレールの強度について関係機関に確認し説明した。
 - (4) 「狭い歩道に電信柱などが立っており、児童の通行の妨害となっている場所がある。また、狭い歩道にバス停があり、バスを待つ人で歩道がいっぱいになることがあるが、バス停を移動できないか。」との意見については、東京都建設局第六建設事務所に確認したところ、これまでの道路形状の変化にともない歩道上に残ってしまっている状況であるとの回答を得た旨を説明した。また、バス停の移動については、歩行者の通行を妨げる状態が慢性的かつ長時間に及ぶなどして近隣住民から移設要望が多数上がるなどした際に関係機関と検討したい旨を説明した。
 - (5) 駒本小学校前の歩道橋を降りたところに設置されている赤いポールについては、歩道橋を降りてきた小学生と歩道上を通行する自転車の接触を危惧した小学校側からの要望により道路管理者が設置した旨を説明した。
- 2 速度違反取締指針について
 - (1) 「道路が何キロ規制なのかドライバーに分かりにくい場所がある。また、規制標識の他に『速度取締り強化中』などの看板を常に設置すれば、速度の抑止効果となるのではないか。」との要望については、道路管理者や物件（電柱）の管理者等の許可を得れば可能であることから、必要性を含め検討していく旨を説明した。
 - (2) 「重点路線として指定されている路線で、かなり速度を超過して通行する車両がいるので、警告をしてもらいたい。」との要望については、速度超過違反車両に対しては、今後、可搬式速度取締機（移動オービス）による速度取締り等を強化していく旨を説明した。
- 3 駐車監視員活動ガイドラインの見直しについて

駐車監視員は、街中を巡回して活動しているので、駐車関係だけでなく、その情報を吸い上げれば、いろんなことに役立つのではないか。また、運転者が乗車している駐車車両に対して駐車監視員がどこまで注意できる権限があるのか教えていただきたい。」との質問については、駐車監視員の業務内容については、委託契約の内容に含まれていない業務をさせることはできないため、情報の吸い上げについては対応できないが、乗車中であっても違法駐車をしている車両の運転者に対して注意できることは可能である旨を説明した。

[警察署の業務に関する意見等の聴取]

- 1 署長から協議会への説明内容
 - (1) 災害警備対策等について
 - ア クワッド警備及び故安倍晋三元総理大臣国葬儀警備に従事した旨を説明した。
 - イ 災害への備えとして警視庁が発信しているツイッターについて説明した。
 - (2) 街頭防犯カメラについて
 - ア 個人宅等に設置されている防犯カメラと、商店街や町会等で設置している街頭防犯カメラの違いについて説明した。
 - イ 街頭防犯カメラに関する都民の期待について、東京都が実施した「都民生活に関する世論調査」の結果を説明した。

- ウ 駒込警察署管内で昨年発生した刑法犯の認知件数と自転車盗難被害件数の比較について説明した。
 - エ 駒込警察署管内の各種犯罪認知件数と街頭防犯カメラの設置台数の比較について説明した。
 - オ 街頭防犯カメラの特徴と価格、東京都の公的助成制度について説明した。
 - カ 防犯カメラ画像から被疑者を検挙した事例について説明した。
- 2 警察署協議会からの意見要望等
防犯カメラの設置が少ない地域があると思うが、防犯カメラを新たに設置する場合、どのような手続きをすればよいか説明してほしい。

[その他の意見要望等]

- 1 委員から「防犯カメラの画像は、顔がはっきり識別できる程度に分かるのか。」旨の質問があった。
- 2 委員から「標識の設置場所、車高等にもよるが、夕暮れ時、光が反射して標識が見づらい箇所がある。どのような解決策があるか教えてほしい。」旨の要望があった。
- 3 委員から「駒込病院前にある銀杏の木から、実った銀杏が歩道、路上にまで広がって落ちている状況があり、交通の妨げになることもあるが、どこに伝えればいいのか。また、対応策があれば教えてほしい。」旨の要望があった。
- 4 委員から「幹線道路には、『 通り』等と記載された看板が設置されているが、他の主な通りにも看板を設置してほしい。」旨の要望があった。

その他	令和4年度第3回会議については、令和4年12月上旬開催予定
-----	-------------------------------

詳細な会議録については、各警察署及び警視庁情報公開センターにおいて閲覧することができます。

令和04年度 第1回 駒込警察署協議会 議事概要

開催日時 令和04年06月22日 午前10時30分～午後00時00分

開催場所 駒込警察署 講堂
出席者 協議会委員 7名
署長ほか 2名

内容

[業務説明]

- 1 令和4年春の全国交通安全運動の実施結果について
 - (1) 「駒込署交通安全フェスティバル」を開催し、自転車シミュレーターやシートベルトコンビンサーによる体験や、スケアードストレイト方式による交通事故の再現などを実施した旨を説明した。
 - (2) 新入学児童と保護者に対して交通安全教育を実施し、ピーポくんととの横断訓練を行った旨を説明した。
 - (3) 駒込交通少年団による交差点の横断歩行者の保護誘導活動や、パネルを活用したドライバーへの広報啓発活動を実施した旨を説明した。
 - (4) 「高齢者のつどい」を実施し、交通標識を題材にしたビンゴ大会や、女性警察官が腹話術による交通安全講話を行った旨を説明した。
 - (5) 自転車利用者や二輪車利用者に対して、反射板の取り付けや、チラシを配布する等、交通安全を呼び掛けた旨を説明した。
 - (6) 管内の保育園、小学校、育成室の学童に対して、出前型の交通安全教室を実施した旨を説明した。
 - (7) 交通安全運動期間中における都内の交通事故発生状況については、昨年と比較して、発生件数、死亡者数、負傷者数ともに増加しているが、当署管内は昨年と同数だった旨を説明した。
- 2 管内の特殊詐欺被害発生状況等について
 - (1) 昨年中の管内の特殊詐欺被害の発生は7件であったが、本年は既に6件発生しており、被害額が約950万円である旨を説明した。
 - (2) 管内で発生した特殊詐欺の被害状況について説明するとともに、キャッシュカード等を入れた封筒を、別の封筒にすり替えるキャッシュカード詐欺盗の手口の状況を、防犯係3名による演技式で実演した。

[警察署の業務に関する意見等の聴取]

- 1 署長から協議会への説明内容
 - (1) 小学校等の通学路における交通安全対策について
 当署管内に所在する全ての小学校4校に対して、通学路の危険箇所について、学校、教育委員会、道路管理者との合同点検の実施。
 当署独自で、各小学校の危険箇所を表示した「つうがくろのこうつうあんぜんマップ」を作成し、小学校に掲示している。
 上富士前交差点の車両用信号の表示秒数を見直し、歩行者用信号機の青色表示秒数を延長した。
 小学校前に、出入口と分かる道路標示や小学校正門前の路上に、「飛び出し注意」の道路標示をペイントし、子供の安全な通行確保のための道路環境整備を実施した。
 団子坂上交差点の信号機を3灯式に変更し、歩行者用信号機も新設した。また、道路管理者、文京区役所と連携し、横断歩道の補修や停止線位置の変更、道路の滑り止めのカラーの舗装、ガードパイプなどを設置した。
 今後の安全対策として、道路標示や横断歩道をはじめとした道路標識の補修や横断歩道付近の植栽の伐採など、道路環境整備を継続的に推進し、通学路等における交通街頭配置や各種交通違反の取締りを強化していくとともに、子供やドライバーに対する交通安全教育を実施していく。
 - (2) 取締り活動ガイドラインの見直しについて
 現在、重点地域に指定されている日本医科大学付属病院周辺地域を、重点地域から最重点地域と見直し、監視活動をさらに強化することで、交通の安全と円滑を図っていききたい。
 - (3) 駒込署における速度取締指針について
 昨年の交通事故発生状況を検証した結果、昨年と同様の取組を継続し、交通事故発生件数が多い傾向にある交差点2箇所を重点取締場所として指定することと

した。警視庁で指定した4路線のほか、当署では、病院利用者や児童等の利用が多く、抜け道として利用する車両の多い富士神社通りを重点路線に指定した。

交通安全対策として、最高速度を時速30キロ規制にする「ゾーン30」を、当署では2箇所を指定している。

「重点取締場所」や「速度取締り指針」に基づく路線、地域において、継続して交通取締りを実施し、管内の交通事故抑止に取り組む。

以上について説明し、更なる取組のあり方について意見等を求めた。

2 警察署協議会からの意見要望等

(1) について

駒込署では、様々な対策を実施しているが、その対策の実施にどのくらいの期間を要したかを教えていただきたい。

車両通行禁止の時間規制がある通学路を走行している車両がいるので、標識をもっと目立つように設置していただきたい。

先日の交通事故で、ガードレールが車両の下敷きになっていたが、ガードレールの強度について教えていただきたい。

狭い歩道に電信柱などが立っており、児童の通行の妨害となっている場所がある。また、狭い歩道にバス停があり、バスを待つ人で歩道がいっぱいになることがあるが、バス停を移動できないか。

(2) について

駐車監視員は、街中を巡回して活動しているので、駐車関係だけでなく、その情報を吸い上げれば、いろんなことに役立つのではないか。

乗車している駐車車両に対して、駐車監視員がどこまで注意できる権限があるのか教えていただきたい。

(3) について

道路が何キロ規制なのかドライバーに分かりにくい場所がある。また、規制標識の他に「速度取締り強化中」などの看板を常に設置すれば、速度の抑止効果となるのではないか。

重点路線として指定されている路線で、かなり速度を超過して通行する車両がいるので、警告をしてもらいたい。

[その他の意見要望等]

1 委員から「特殊詐欺について、子や孫世代に対して、寸劇などで分かりやすく話をし、詐欺被害について知ってもらいたい。また、高齢者が、話を聞いた子や孫などの身内から話を聞くことで、被害の抑止効果となるのではないか。」旨の意見があった。

2 委員から「成人の年齢が18歳となり、クレジットカードなどが自分で作れるようになったので、心配している。若いスマホ世代の方に対して、カードを持つ危険性やセキュリティに関する教養をお願いしたい。」旨の要望があった。

その他

次回（令和4年度第2回）の会議は、令和4年10月上旬頃開催予定とした。

詳細な会議録については、各警察署及び警視庁情報公開センターにおいて閲覧することができます。

令和03年度 第4回 駒込警察署協議会 議事概要

開催日時 令和04年03月10日 午前10時30分～午後00時10分

開催場所 駒込警察署 講堂
出席者 協議会委員 7名
署長ほか 7名

内容

会議に先立ち、生活安全課長、交通課長、警備課長、刑事組織犯罪対策課長、地域課長の出席について各委員から了承を得た。

[業務説明]

- 1 協議会からの意見要望に対する取組結果について
令和3年度第3回会議において出された「金融機関などに来所した方に対して、待ち時間の間に特殊詐欺被害防止の動画などを流していただくような対策を講じてもらいたい。」旨の意見については、「Digi Police」を紹介し、その中で預貯金詐欺犯人の騙しの手口を動画で視聴したり、還付金詐欺の犯人の電話の声なども聴くことができる旨を説明した。
- 2 令和3年中の当署管内における児童虐待事案について
児童虐待事案として、児童相談所に通告した子供の数は前年と比較して増加し、また、令和元年の約2倍になっており、通告の種別では心理的虐待が最多である旨を説明した。
- 3 令和3年中における交通事故発生状況について
(1) 都内の発生件数、重傷者数、軽傷者数はいずれも前年より増加しているが、死亡者数については前年より減少し、戦後最少である旨を説明した。
(2) 当署管内の発生件数、重傷者数、軽傷者数はいずれも前年より増加しているが、死亡事故は発生しなかった。当署の交通事故の特徴として、自転車が関与する単独事故が多い旨を説明した。
- 4 災害の備え等について
「文京区ハザードマップ」を紹介しながら、当署管内で水害が発生するおそれのある地域について、本駒込4丁目、5丁目及び千駄木3丁目、4丁目地域であり「文京区防災地図」に避難場所が示されている旨を説明した。
- 5 令和3年中の犯罪発生状況について
(1) 警視庁における刑法犯の認知件数、発生件数は前年と比較して減少し、検挙率は過去5年で最も高かった旨を説明した。
(2) 当署管内における刑法犯の認知件数、発生件数も前年と比較して減少しているが、検挙率は微増であった。特殊詐欺については、認知件数7件、検挙件数5件であった旨を説明した。
- 6 令和3年中の地域課の活動結果について
(1) 前年と比較して検挙件数は増加した。暴行、傷害事件、万引きなどの窃盗事件犯人の検挙が大半であり、その他にも大麻取締法違反犯人を検挙した旨を説明した。
(2) 110番の入電件数については、前年とほぼ同数だった。内容としては、交通事故や駐車苦情など交通関係の通報が多い傾向にある旨を説明した。
(3) 公務執行妨害事件の発生と受傷事故防止対策について
一昨年、当署管内の交番に刃物を所持した犯人が警察官を襲撃するという事件が発生していることなどから、様々な状況に適切に対応するため、実践的な逮捕制圧訓練に取り組んでいる旨を説明した。
(4) 関係機関と連携した訓練の実施
小学校における不審者侵入を想定した制圧訓練や、防犯指導、消防庁と連携したAEDを利用した人命救助訓練を実施した旨を説明した。
- 7 令和3年中の警務課の取組について
(1) コロナ禍における警察職員採用業務として、インターネットを使用したWeb説明会や警視庁インターンシップを実施した旨を説明した。
(2) サイバー空間の脅威について、管内住民や管内病院に対して広報啓発活動を実施し、注意喚起を行った旨を説明した。

[警察署の業務に関する意見等の聴取]

- 1 署長から協議会への説明内容
(1) 当署管内の児童虐待の検挙事例について説明し、今後も関係機関と連携をしながら適切な取扱いに努めていく旨を説明した。
(2) 交通課の取組

4月6日から4月15日までの10日間、春の全国交通安全運動を実施する旨を説明した。

交差点及びその付近において、高齢者や子供の歩行者に対する保護誘導活動を実施し、交通事故防止対策を強化する。

幅広い世代の自転車利用者に対して安全教育を実施するとともに、悪質な利用者に対する指導取締りを強化する。

電動キックボード等の新たな移動手段への指導取締りを強化する。

以上の対応を推進して、死亡事故ゼロの日を更新し、安全安心な交通社会を実施していく旨を説明した。

(3) 警備課の取組

「テロを許さない、災害に強い街づくり」を実現するため、各種訓練の強化及びあらゆる機会を通じた広報啓発活動を推進していく旨を説明した。

(4) 本年1月に当署管内で発生した特殊詐欺犯人2名の検挙について説明した。

(5) 交番の警察官による巡回連絡について、身近で発生する犯罪の予防や事故防止に役立つ情報をお知らせする地域課などの活動であり、今後起こり得る災害発生時に適切に対応できるよう取り組んでいきたい旨を説明した。

(6) 会計窓口では、現金の他に、キャッシュレス決済が可能となり、クレジットカード、電子マネーによる支払いが可能になった旨を説明した。

2 警察署協議会からの意見要望等

今後も管内のために、これまでと同様の警察活動を推進していただきたい。

[その他の意見要望等]

1 委員から「児童虐待について警察はどこまで介入できるのか、親が逮捕された場合の子供の処遇はどうなるのか。」旨の質問に対し、「必ず怪我をしていないか子供の安全を確認し、場合によって児童相談所で生活の面倒を見てもらったり、児童養護施設に入ることもある。」旨を説明した。

2 委員から「自転車が逆走したり、スマホを持ちながらやスイヤホンをしながら走行しているのを見掛けるが、罰則はないのか。」旨の質問に対し、「その行為に他の交通への妨害がない場合は2回の警告が必要になる。停止させて警告し、最終的には取締りをする。中・高校生には、安全教育で損害賠償事案などを教養し、加害者とならないよう自分の責任を自覚させていく。」旨を説明した。

3 委員から「防災訓練などに参加する方が少ないので、防災に対する啓蒙活動を実施してもらいたい。」旨の意見に対し、「現在は街頭活動にも制限があるが、コロナの情勢を踏まえ、駅や商店街などにおいて、多くの方が防災訓練などに参加できるように広報啓発活動を実施したい。」旨を説明した。

その他

次回(令和4年度第1回)の会議は、令和4年6月頃開催予定とした。

詳細な会議録については、各警察署及び警視庁情報公開センターにおいて閲覧することができます。

令和03年度 第3回 駒込警察署協議会 議事概要

開催日時 令和03年12月15日 午前10時30分～午前11時50分

開催場所 駒込警察署 講堂
出席者 協議会委員 7名
署長ほか 5名

内容

会議に先立ち、副署長、生活安全課長、交通課長の出席について各委員から了承を得た。

[業務説明]

- 1 令和3年度第2回会議での協議会委員からの意見要望に対する取組結果について
 - (1) 自転車通行帯の路上駐車について
自転車の通行方法について説明し、管内には車道と自転車通行帯を完全に分離している自転車道はないため、警察でも駐車車両に対する取締りを今後も継続していくが、自転車走行時に通行帯の駐車車両をよける場合には、後方の安全確認をしてもらいたい旨を説明した。
 - (2) 街路樹の葉により見通しが悪い道路環境について
道路管理者である東京都の建設事務所に確認したところ、年間計画で順次街路樹の剪定を行っているが、目の届かないところもあり、道路沿いは危険性が高いので警察の方でも申し入れをしていきたい旨を説明した。
 - (3) 自転車利用時の信号機について
歩行者用信号機に「歩行者・自転車専用」の表示板が設置されているところは、歩行者用信号機に従い、表示板がないところでは、歩道上を通行時には歩道用、車道上を通行時には、車両用信号機に従っていただきたい旨を説明した。
 - (4) 千駄木駅周辺に放置されたセーフティーコーンについて
設置者に連絡をし、撤去した旨を説明した。
 - (5) 大観音通りのガードレールの設置について
同通りに、都市計画道路に指定され、文京区が整備をしており、危険性の高い一部にはガードレールを設置している。警察としては、同路線のパトロールと学生に対する安全教育を実施して事故防止に努める旨を説明した。
 - (6) 自転車のレインカバーについて
レインカバーについては、法律上に明記されていないため、メーカーで表示している安全基準をクリアしたものを使用していただきたい旨を説明した。
- 2 当署生活安全課の業務推進結果について
 - (1) 管内の令和3年10月末現在の刑法犯認知件数は103件で、前年より減少しているが、児童虐待事案については、年々増加している旨を説明した。
 - (2) 当署の事件の検挙状況については、ヤミ金を営んでいた金融会社社長らを検挙したほか、不正に入手したクレジットカード情報をインターネット上で使用した者を検挙、管内のマッサージ店代表者らを禁止地域内営業違反により検挙した旨を説明した。

[警察署の業務に関する意見等の聴取]

- 1 署長から協議会への説明内容
 - (1) 特殊詐欺の現状と対策について
都内における特殊犯罪被害の状況は、前年同期と比較すると件数、金額ともに増加しており、中でも「オレオレ詐欺」が増加している旨を説明した。
当署の被害状況について、認知件数は7件で、被害金額は、約1,700万円である旨を説明した。
当署では「還付金詐欺」の被害が多いことから、犯人からの電話が入電した段階で無人ATMに警察官を配置して警戒を行うほか、広報車を利用した広報活動を通じて広く被害防止の呼び掛けを行っている旨を説明した。
被害を未然に防止した銀行員に対し、感謝状を贈呈した旨を説明した。
当署で受け子として検挙した少年の事例について説明し、今後も各種対策を講じて被害の抑止に努めていきたい旨を説明した。
 - (2) サイバー犯罪の現状と対策について
「荷受け代行アルバイト」のシステムについて、インターネットで安易に応募すると犯罪者として検挙されることもある旨を説明した。
「偽ショッピングサイトのトラブル」について、悪質な通信販売サイトを判断するチェックポイントや、詐欺サイトで買い物をしてしまった際は、警察やクレジットカード会社などに連絡するよう促している旨を説明した。

「インターネットバンキング不正送金トラブル」について、便利である反面、必要な対策を怠ると知らない間に不正送金等の犯罪に巻き込まれるおそれがあるので、被害防止対策として、ウイルス対策ソフト、OSやソフトウェアを最新状態にし、ワンタイムパスワードを使用することが大切である旨を説明した。

「ワンクリック詐欺」について、対策としては、見知らぬサイトに不用意にアクセスせず、料金の支払いを要求する表示は無視をし、相手の連絡先に絶対に連絡しないことが重要である旨を説明した。

「フィッシング詐欺」について、偽サイトに誘導して個人情報盗み取って悪用する手口なので、被害防止として、安易にメールに記載されたリンクをクリックしない、ログイン情報を使い回さないことが重要である旨を説明した。

2 警察署協議会からの意見要望等

(1) 被害に遭われている高齢者の方の中には、自分が騙されていると思っていない人もいて、説明しても分かってもらえない。また、自宅に多額の現金を置きたいという方もいて、いろんなケースがあるので、随時、情報発信をしていただきたい。

(2) 金融機関などに来所した方に対して、待ち時間の間に2分くらいの特珠詐欺被害防止の動画を流していただくような対策を講じてもらいたい。

[その他の意見要望等]

1 委員から「管内の不忍通りの道路の中央の突起物は工事のため撤去しているのか。」との質問に対し、「これから道路の改修工事が始まるため、先に撤去している。」旨を説明した。

2 委員から「直進と左折の矢印が同時に出る交差点においては、直進する自転車と左折する自動車がいて危険である。」との質問に対し、「管内でも上富士前交差点の信号機が同様であるが、車両は左側を確認して左折し、自転車は左側端に沿って走行し、車両の左ウインカーが出ている時は、そのまま直進しないなどドライバーにも気を付けてもらうとともに、警察からも指導していきたい。」旨を説明した。

3 ワンクリック詐欺で、アダルトサイトにアクセスしてしまった際は、警察に相談しづらい旨の意見があった。

その他

次回（令和3年度第4回）の会議は、令和4年2月下旬頃開催予定とした。

令和03年度 第2回 駒込警察署協議会 議事概要

開催日時 令和03年10月13日 午前10時30分～午前11時50分

開催場所 駒込警察署 講堂
出席者 協議会委員 7名
署長ほか 4名

内容

会議に先立ち、副署長、交通課長の出席について各委員から了承を得た。

[業務説明]

- 1 令和3年8月末現在における交通事故発生状況について
 - (1) 死亡事故については、減少傾向であるが、発生件数、重傷者数、軽傷者数ともに、前年同期より増加傾向にある旨説明した。
 - (2) 死亡事故の特徴として、状態別では約4割が歩行者で、年齢別では65歳以上の高齢者が最多となっており、高齢歩行者の事故発生場所については、横断歩道、横断歩道付近を含めた道路横断中の事故が多い旨説明した。
- 2 令和3年8月末現在における当署の交通事故発生状況について
 - (1) 交通事故発生件数は、前年同期より減少傾向にある旨説明した。
 - (2) 交通事故減少の理由について
管内には繁華街がなく人・車が混雑する場所がない。
毎朝の登校時の保護誘導活動など、地域住民の交通安全に対する意識が高い。
地道な交通警察活動による交通安全意識の浸透。
貨物車、二輪車関与の事故件数が減少している。
である旨説明した。
 - (3) 本年8月15日をもって交通死亡事故ゼロ6年を達成した旨説明した。
- 3 秋の全国交通安全運動の実施結果について
交通安全運動期間における当署の取組については、自転車シミュレーター等を活用した交通安全キャンペーン等を実施し、この様子がニュースでも取り上げられた旨説明した。

[警察署の業務に関する意見等の聴取]

- 1 署長から協議会への説明内容
 - (1) 各種交通事故防止対策等について
交差点での交通事故防止対策
警視庁では交差点横断中の歩行者に対する交通事故防止対策として、「横断セーフティーアクション」と題して、車が来ていないか、止まったか、来ないかの「3つのチェック」とさらに手を挙げる「プラスワンアクション」をするよう、また、運転者に対しても同様に歩行者に対する3つの確認をする等の安全教育している旨説明した。
当署の交通事故防止対策等について
過去5年間の交通事故状況を検証した結果、発生時間帯は16時から18時の間で、道路横断中の高齢歩行者、次いで自転車の事故が多く発生していることから、高齢者、自転車を重点にした交通街頭活動での指導取締りのほか、各種対策を推進し、管内の交通安全確保に努める旨説明した。
 - (2) 「取締り活動ガイドラインの見直し」について
駐車監視員の活動方針を定めた「取締り活動ガイドライン」がホームページでも公表されており、昨年中の駐車違反取締り場所及び110番等の入電状況等から本ガイドラインの地域、路線ですべて網羅していること、さらには昨年の道路環境や交通量等に変化がないことから、当署では「本郷通り」「旧白山通り」「不忍通り」を重点路線とし、昨年と同様の活動内容で推進したい旨説明した。
以上について、更なる取組のあり方について意見を求めた。
- 2 警察署協議会からの意見要望等
 - (1) 横断歩道付近で、街路樹の葉っぱ等で道路の見通しが悪くなり、歩行者や自転車の通行の妨げになっている管内の道路環境について調査していただきたい。
 - (2) 「取締り活動ガイドライン」については、説明があったとおり実施していただきたい。

[その他の意見要望等]

- 1 委員から「管内に歩車分離の信号機があるが、自転車はどちらの信号機に従えばよいのか。」との質問があった。
- 2 委員から「不忍通りや本郷通りの交通量が多い路線で、自転車通行帯を自転車で通行中、トラック等の駐車車両がある際、道路の中央付近まで膨らんで通行しなければなら

- ず、危険である。」旨の意見があった。
- 3 委員から「大観音通りは、道路が狭い上、バス通りであるのに駐車車両が多く、近くの学生が道路に広がって歩行していることがある。ガードレールは片側にしかないが、何か対策はないか。」旨の意見があった。
 - 4 委員から「不忍通りは坂とカーブで見えにくいところがあり、自転車が赤信号で渡る人がいて危険である。登下校時にも青信号に変わってすぐ渡る子供がいるので、注意喚起をしていただきたい。」旨の意見があった。
 - 5 委員から「天祖神社の近くの歩行者用信号機が、昨年より赤色になるのが早いと感じるが、変更したのか。」との質問に「本部の交通管制課で集中制御されており一部のみを変更することはない。」旨説明した。
 - 6 委員から「道路標識を変更する時はどこかに告知しているのか。」との質問に対し、「生活に影響する住民の方にはお知らせしている。」旨説明した。
 - 7 委員から「電動のキックボードは、運転免許やヘルメットは必要ないか。」との質問に「原付と同じ車両の扱いになるので、運転免許証もヘルメットも必要である。」旨説明した。
 - 8 委員から「駐車監視員は駐車車両の取締りで管内を見て歩いているので、駐車車両以外のことで気付いたこともヒアリングをすれば良い意見が出るのではないか。」旨の意見があった。
 - 9 委員から「自転車の子供用に取り付けるレインカバーについて、風が強い場合に煽られて倒れそうになり危険であるが、レインカバーは認められているのかまた、安全基準などはあるのか。」との質問があった。

その他

次回（令和3年度第3回）の会議は、令和3年12月中旬頃開催予定とした。

詳細な会議録については、各警察署及び警視庁情報公開センターにおいて閲覧することができます。